

阿久根市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 阿久根市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事項を協議することを目的として設置する。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関する事項
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等（自家用有償旅客運送を含む。）の旅客輸送の確保その他旅客の利便性の推進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項
- (3) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号。以下「補助要綱」という。）第2条第1項第1号の規定に基づく生活交通確保維持改善計画（以下「確保維持改善計画」という。）の策定及び実施に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域の交通の確保、維持又は改善のために協議が必要な事項

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、阿久根市鶴見町200番地阿久根市役所に置く。

(協議事項等)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、実施する。

- (1) 法に基づく交通計画及び補助要綱に基づく確保維持改善計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 法に基づく交通計画及び補助要綱に基づく確保維持改善計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 法に基づく交通計画及び補助要綱に基づく確保維持改善計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域公共交通の課題解決、利用者の利便性向上など地域公共交通の確保・維持・活性化に資する必要な事項
- (5) 運送法に基づく地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送等の態様及び運賃・料金等に関する事項（自家用有償旅客運送を含む。）
- (6) 協議会の運営方法に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(委員)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 阿久根市長又はその指名する者
- (2) 鹿児島県知事又はその指名する者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (4) 一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (5) 公益社団法人鹿児島県バス協会長又はその指名する者
- (6) 一般社団法人鹿児島県タクシー協会長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (8) 肥薩おれんじ鉄道株式会社の代表者又はその指名する者
- (9) 市民又は利用者の代表者
- (10) 国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局長又はその指名する者
- (11) 道路管理者又はその指名する者
- (12) 阿久根警察署長又はその指名する者
- (13) 株式会社まちの灯台阿久根の代表者又はその指名する者
- (14) 学識経験者
- (15) 阿久根市内において自家用有償旅客運送（公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送）を実施している場合は、運送する特定非営利活動法人等の運送団体の代表者又はその指名する者
- (16) その他協議会が必要と求める者

2 委員又は事務局から協議会の運営に必要なとの申出があった場合には、協議会での決議の上で、関係者をオブザーバーとして出席させて意見を聴取することができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 監事は、委員の中から会長が指名する。

(役員の任務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計の状況を監査する。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理人を出席させることができることとし、代理人の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会長は、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、会議に諮り、非公開とすることができる。

(会議の特例)

第9条 会長は、会議の議事について特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がない場合又はやむを得ない事由がある場合と認めるときは、議事の概要を記載した書面を全ての委員に回付し、その賛否を問い、会議に代えることができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について、地域の取組を行うため、又は専門的な調査、検討を行うため、協議会に分科会を置くことができる。

2 前項の規定に基づき設置された分科会において、地域の取組を行うため、又は専門的な調査、検討を行うため、第3条各号に掲げる事項について協議が調った場合には、協議会で協議が調ったものとみなす。

(協議結果の取扱い)

第11条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、阿久根市企画調整課内に置く。

2 事務局は、協議会における事務全般を所掌し、事務局に関し必要な事項は、別に定める。

(経費)

第13条 協議会の経費は、国及び市等からの負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(会計)

第14条 協議会の収入及び支出に関し必要な事項は、別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第15条 協議会は、会議に出席した委員及び第4条第2項の規定により会議に出席した者に対し、予算の範囲内で報酬及び費用弁償を支給することができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額、支給方法等については、別に定める。

(規約の変更)

第16条 この規約を変更する場合には、協議会の承認を得るものとする。

(協議会が解散する場合の措置)

第17条 協議会が解散する場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成23年6月28日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

別紙（第４条関係）

No.	所 属	職 名	委員区分
1	阿久根市	阿久根市長	第１号委員
2	鹿児島県北薩地域振興局	総務企画部長	第２号委員
3	南国交通株式会社	出水営業所長	第３号委員
4	合資会社阿久根タクシー	代表社員	第４号委員
5	第一交通株式会社	営業主任	第４号委員
6	公益社団法人鹿児島県バス協会		第５号委員
7	一般社団法人鹿児島県タクシー協会		第６号委員
8	合資会社阿久根タクシー	社員	第７号委員
9	第一交通株式会社	社員	第７号委員
10	肥薩おれんじ鉄道株式会社		第８号委員
11	市民又は利用者		第９号委員
12	国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局	首席運輸企画専門官	第10号委員
13	国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局	首席運輸企画専門官	第10号委員
14	道路管理者		第11号委員
15	阿久根警察署	交通課長	第12号委員
16	株式会社まちの灯台阿久根		第13号委員
17	学識経験者		第14号委員
18	自家用有償旅客運送等を実施する特定 非営利活動法人等の団体		第15号委員
19	阿久根商工会議所	会頭	第16号委員
20	阿久根市区長連絡協議会	会長	第16号委員
21	阿久根市さわやかクラブ連合会	会長	第16号委員
22	阿久根市女性団体連絡協議会	会長	第16号委員
23	阿久根市民生委員・児童委員協議会	会長	第16号委員
24	阿久根市社会福祉協議会	事務局次長	第16号委員

※ No. 6, 7, 10, 11, 14, 16, 17及び18については、今回の規約改正による新たに追加された区分であり、令和４年度において委嘱を行うこととする。